



平成19年 2月27日

各 位

会 社 名 高橋カーテンウォール工業 株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 武治
(JASDAQ・コード1994)
問合せ先
役職・氏名 取締役管理部長 影山信博
電話 03-3271-1711

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年 2月27日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成19年 3月29日開催予定の第42期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 単元未満株式の管理の効率化を図るため、単元未満株式の権利を限定するための規定を新設するものであります。
- (2) インターネットの普及を考慮して、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするための規定を新設するものであります。
- (3) 本来、経営者には長期的な視点で、長期的な企業価値を高めるために、長期的な計画でやっていくというのが、企業価値を高めるには一番よい方法であるとの判断のもと、安易な解任を避けるための規定を新設するものであります。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずにと取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものであります。
- (5) 社外取締役および社外監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、社外取締役および社外監査役との間に、責任限定契約を締結することが可能にするための規定を新設するものであります。なお、第39条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(6) その他、会社法の施行に伴う、構成の整理用語の変更および字句の修正、条文の加除に伴う条文等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙定款の新旧対照表を添付

3. 日程

第 42 期定時株主総会開催日 平成 19 年 3 月 29 日

以 上

別 紙

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第 1 条 当社は、高橋カーテンウォール工業株式会社と称し、英文では TAKAHASHI CURTAIN WALL CORPORATIONと表示する。	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 (現行どおり)
(1) 建築土木資材の製造及び販売	(1) } (現行どおり)
(2) 土木建築請負業	(2) }
(3) 不動産の賃貸並びに管理に関する業務	(3) }
(4) 建築工事の企画、設計、監理及びコンサルティング	(4) }
(5) 前各号に附帯する一切の業務	(5) }
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。	第 3 条 (現行どおり)
(新 設)	<u>(機 関)</u>
	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
	(1) 取締役会
	(2) 監査役
	(3) 監査役会
	(4) 会計監査人
(公告の方法)	(公告方法)
第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告によることができない事故その他の止むを得ない事由が生じた時は、日本経済新聞に掲載して行う。	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数)	(発行可能株式総数)
第 5 条 当社の発行する株式の総数は 3,650万株とする。	第 6 条 当社の発行可能株式総数は 3,650万株とする。
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第 6 条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第 7 条 当社は、 <u>会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>1 単元の株式の数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第7条</u> 当社の<u>1 単元の株式の数</u>は1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1 単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第8条</u> 当社の発行する株券の種類は取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>株式の名義書換、質権の登録又は抹消、信託財産の表示又は抹消、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続き及びその手数料</u>については、取締役会の定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株券の発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p><u>第9条</u> 当社の<u>単元株式数</u>は1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p><u>第10条</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第11条</u> (現行どおり)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p><u>第12条</u> 当社の株式に関する取扱及び手数料は、<u>法令又は取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(名義書換代理人)</p> <p><u>第10条</u> 当社は、株主につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 当社の名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）並びに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせる。</p> <p style="text-align: center;">(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿等に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項の他、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(招 集)</p> <p><u>第12条</u> 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(株主名簿管理人)</p> <p><u>第13条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿及び実質株主名簿（以下「株主名簿等」という。）新株予約権名簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(招 集)</p> <p><u>第14条</u> 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p><u>第15条</u> 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第13条</u> 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集者及び議長)</p> <p><u>第16条</u> (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(決 議)</p> <p><u>第14条</u> 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</p> <p>2 <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第15条</u> 当社の株主又は法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p>	<p>(決 議)</p> <p><u>第18条</u> 当社の株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p><u>第19条</u> 当社の株主は、当社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、<u>その議決権</u>を行使することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第16条 当社の取締役は、11名以内とする。</p> <p>(選 任) 第17条 当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(任 期) 第18条 当社の取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(招集者及び議長) 第19条 当社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長が招集し、議長となる。</p>	<p>2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数) 第20条 (現行どおり)</p> <p>(選 任) 第21条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(解任方法) 第22条 当社の取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(任 期) 第23条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長) 第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第20条</u> 当社の取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(決 議)</p> <p><u>第21条</u> 当社の取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>その過半数をもってこれを決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第22条</u> 当社を代表する取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>2 当社は、<u>取締役会の決議により、</u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第23条</u> 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>(招集通知)</p> <p><u>第25条</u> (現行どおり)</p> <p>(決 議)</p> <p><u>第26条</u> 当社の取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(決議の省略)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、<u>会社法第370条の要件を充したときは、取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p><u>第28条</u> 当社の取締役は、<u>その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 当社の取締役会は、<u>その決議によって</u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第24条</u> 当社の取締役の報酬及び退職慰労金は、これを区分して株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p><u>第25条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p><u>第26条</u> 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第27条</u> 当社の監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第30条</u> 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第31条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (員 数)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(選 任)</p> <p><u>第33条</u> 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第34条</u> 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第35条</u> 当社の監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集通知)</p> <p><u>第29条</u> 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>(決 議)</p> <p><u>第30条</u> 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第31条</u> 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p><u>第32条</u> 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(招集通知)</p> <p><u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(決 議)</p> <p><u>第37条</u> 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第39条</u> 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任方法)</p> <p><u>第41条</u> 会計監査人は、株主総会において選任する。</p> <p>(任 期)</p> <p><u>第42条</u> 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度及び決算期)</p> <p>第33条 当社の営業年度は、毎年1月1日から12月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第34条 当社の利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第35条 当社は取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第36条 当社の利益配当金及び中間配当金又はその他の諸交付金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れるものとする。</p>	<p>2. <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の定めがなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>(期末配当の基準日)</p> <p>第45条 当社の剰余金期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2. <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第46条 当社は取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準として中間配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第47条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、その支払義務を免れるものとする。</u></p>